

# 任意継続組合員のご案内

退職後は、次のいずれかの健康保険制度に加入することになります。

- ・再就職先の健康保険に加入
- ・家族の被扶養者になる
- ・国民健康保険に加入
- ・任意継続組合員になる

退職日の前日まで引き続き1年以上在職して退職した場合、退職日の翌日から短期(医療)給付及び保健事業の一部が利用できる制度です。

なお、令和4年10月1日に短期組合員の資格を取得した方は、令和4年9月30日に引き続いて健康保険(協会けんぽまたは健康保険組合)の被保険者であった期間を組合員期間とみなします。

## 手続方法

退職日から20日以内に所属所の共済事務担当課を通して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

## 加入できる期間

2年間

## 掛金の納付

掛金の納付は、毎月払い・半年払い・年度払いがあり、半年払い・年度払いには、割引きがあります。